

令和8年5月11日

市内小中学校保護者 各位

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

令和8年度夏季休業中における学校閉庁期間の設定について（お知らせ）

時下、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、平素より本市の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、今年度は令和8年8月5日(水)から7日(金)までを「学校閉庁期間」と設定しておりましたが、教職員の休暇取得促進等につなげたいと考え、学校閉庁期間を延長することといたしました。
つきましては、下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 目的

- (1) 糸満市教育委員会と各小中学校が連携し教職員の休暇を取りやすい環境づくりと連続休暇を奨励・推進する。
- (2) 連続休暇の取得により教職員の心身の健康増進や家庭生活の充実を図る。

2 夏季休業中の学校閉庁期間

【 令和8年8月3日(月)から8月10日(月)まで 】

3 その他

- (1) 緊急時の連絡は、教育委員会学校教育課を通して学校長に行う。なお、対応する時間については、「8:30～17:15」とする。
- (2) 部活動については、基本的には実施しない。

本件に関する問合せ

糸満市教育委員会 学校教育課

[TEL:098-840-8165](tel:098-840-8165) FAX:098-840-8161